

# 韮崎市水道メーター検針業務委託仕様書

## (目的)

本仕様書は、韮崎市水道事業（以下「甲」という。）が委託する水道メーター検針業務委託（以下「委託業務」という。）について必要な事項を定め、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

## (法令等の遵守義務)

第1条 乙は、委託業務の履行にあたり、公共性に鑑み常に使用者の便益に寄与するよう努め、韮崎市水道事業給水条例・同施行規程並びに韮崎市下水道使用料条例・同施行規程及びその他関係法令を遵守しなければならない。

## (委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、本仕様書及び韮崎市水道メーター検針業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に示すとおりとする。

## (委託業務の範囲)

第3条 委託業務の範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定例検針
- (2) 再検針・再調査
- (3) その他前各号に付帯する業務に関するこ

## (委託業務期間)

第4条 委託業務の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (委託業務の対象区域)

第5条 委託業務の対象区域は、特記仕様書のとおりとする。

## (業務の執行場所)

第6条 乙は、対象区域において業務を行い、必要な人員を配置するものとする。

## (身分証明書の携帯)

第7条 乙は、委託業務を行うとき、甲の発行する身分証明書を携帯しなければならない。

## (損害賠償責任)

第8条 乙は、委託業務を実施するにあたり故意、または過失等により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に損害を与えた場合も

その損害を第三者に賠償するとともに、自己の責任においてこれを解決しなければならない。また、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報等の内容を、漏洩、滅失及び毀損した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施にあたり、直接間接に知り得た甲の業務内容及び使用者の個人情報に関する資料等について、第三者に漏らしてはならない。この契約を終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報等の保管)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報等を滅失及び毀損することがないよう、当該情報の安全な管理に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務及び個人情報等の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(目的以外の使用禁止)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(返還義務)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第15条 甲は、必要がある場合には、乙と協議のうえ履行期限若しくは、業務内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において委託料若しくは、委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

(届出の義務)

第16条 乙は、次の各号いずれかに該当することになったときは、速やかに甲に届け

なければならない。

- (1) 乙の住所及び代表者に異動があったとき
- (2) 身分証明書、検針票、納入通知書、その他書類を損傷し又は紛失したとき
- (3) 業務従事者に異動があったとき

(所有権)

第17条 委託業務に係る一切の文書、帳簿、書類、電算機に係る一切のソフトウェア等の所有権は甲に帰属する。

(事故報告の義務)

第18条 乙は、個人情報等及び委託業務に係る資料、データ及びその他書類に事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(勧告)

第19条 甲は、乙が委託業務の遂行にあたり委託業務の処理及び個人情報等の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(契約の解除)

第20条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙の委託業務の遂行にあたり業務の処理状況及び個人情報等の取扱いが不適当と甲が認めたとき
- (3) 甲が、契約期間満了の3ヶ月前までの予告期間をもって契約解除を通告したとき
- (4) 甲に損害を与え、又は信用を傷つける行為があったとき
- (5) その他甲が不適当と認めたとき

2 前項第1号の規定によりこの契約を解除されたとき、乙は委託料の額の10%に相当する額を違約金として、甲に支払うものとする。

(業務履行の確保)

第21条 乙は、不測の事態が発生し、委託業務の履行が不可能となる恐れがあると認められる場合は、直ちに甲に届出をし、甲の指示を受けたうえ、正常な委託業務の履行を確保するよう努めなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(報告書等の提出)

第23条 乙は、毎月月末に委託業務報告書を作成し、これを甲に提出し、業務報告するとともに委託料の支払いを請求するものとする。

(支払額)

第24条 1ヶ月当たりの金額は、業務委託金額を12等分した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、委託期間の最終月分の委託料で調整するものとする。

(支払)

第25条 甲は、乙からの請求を受理したときは、業務委託の履行内容を確認し、請求日の翌月15日までに、乙へ委託料を支払うものとする。

(信義則)

第26条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(貸与品等)

第28条 受託者が、業務遂行上必要とする器具等は委託者が貸与する。なお、貸与する器具等については、特記仕様書に記載する。

2 受託者は、貸与品については、その保管状況を常に掌握し、受託者の不注意による毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(経費の負担)

第29条 経費負担について、定めのない事項が発生した場合、甲・乙間で別途協議の上決定する。

## 韮崎市水道メーター検針業務委託特記仕様書

### (委託業務の対象区域)

委託業務の対象区域は「韮崎市水道事業給水区域内」とし、次のとおりとする。

- (1) 偶数月：神山町（鍋山の一部）・旭町・大草町・龍岡町
- (2) 奇数月：上祖母石・下祖母石・一つ谷・水神・本町・中央町・富士見ヶ丘・若宮・富士見・中島・栄・岩下・上ノ山・穂坂町・藤井町・中田町・穴山町

### (検針件数)

検針対象件数については、次のとおりとする。

- (1) 偶数月：4, 100 件
- (2) 奇数月：8, 000 件

### (定例検針期間)

定例検針期間（委託業務の定例検針を実施する期間をいう。）に関しては、甲がこれを以下のとおり指定する。

- (1) 原則として毎月 1 日から 10 日前後の間の「平日」に検針を実施するものとする。ただし、土日・祝祭日の都合上、検針稼働日数にずれが生じることから、具体的な月毎の検針期間については、甲が指定した上で一覧表にして検針員に配布する。

### (調定確定日)

調定確定日については、次のとおりとする。

- (1) 每月 25 日前後とする。当該日が土日・祝祭日となる場合には、ずれが生じるため前後と記載する。

### (検針業務委託内容)

検針業務の内容については、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に、毎月の定例検針期間の前までに「検針データ」を交付し、乙は検針を甲の定める期日までに完了しなければならない。
- (2) 現地にて各戸の使用者名義・水栓番号・メーター番号及び口径を確認後、使用水量を読み取り、検針端末に入力し、「使用水量のお知らせ票（検針票）等」を水道使用者に交付する。  
また、定例検針完了後は検針端末を甲に返却しなければならない。
- (3) 乙は、無届け使用者・無届け転出者・水道使用者の使用者名若しくは住所等に誤りを発見した場合は、甲に速やかに報告しなければならない。
- (4) 乙は、給水装置の漏水又はそれが推測される場合や、メーターの不進行・逆回転等による異常を発見した場合は、甲に速やかに報告しなければならない。

- (5) 乙は、甲より再検針・再調査の指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。
- (6) その他前各号に掲げる業務内容に関し、付帯する業務について甲が依頼する事項を乙は実施するものとする。

(貸与品等)

甲は、検針業務を実施する上で必要な次の器具等を乙に貸与する。その他業務に必要な物は乙が用意する。

- (1) 検針端末 12台
- (2) 検針票プリンタ 12台
- (3) 端末及びプリンタ充電器 各12台
- (4) 検針票ロール紙